

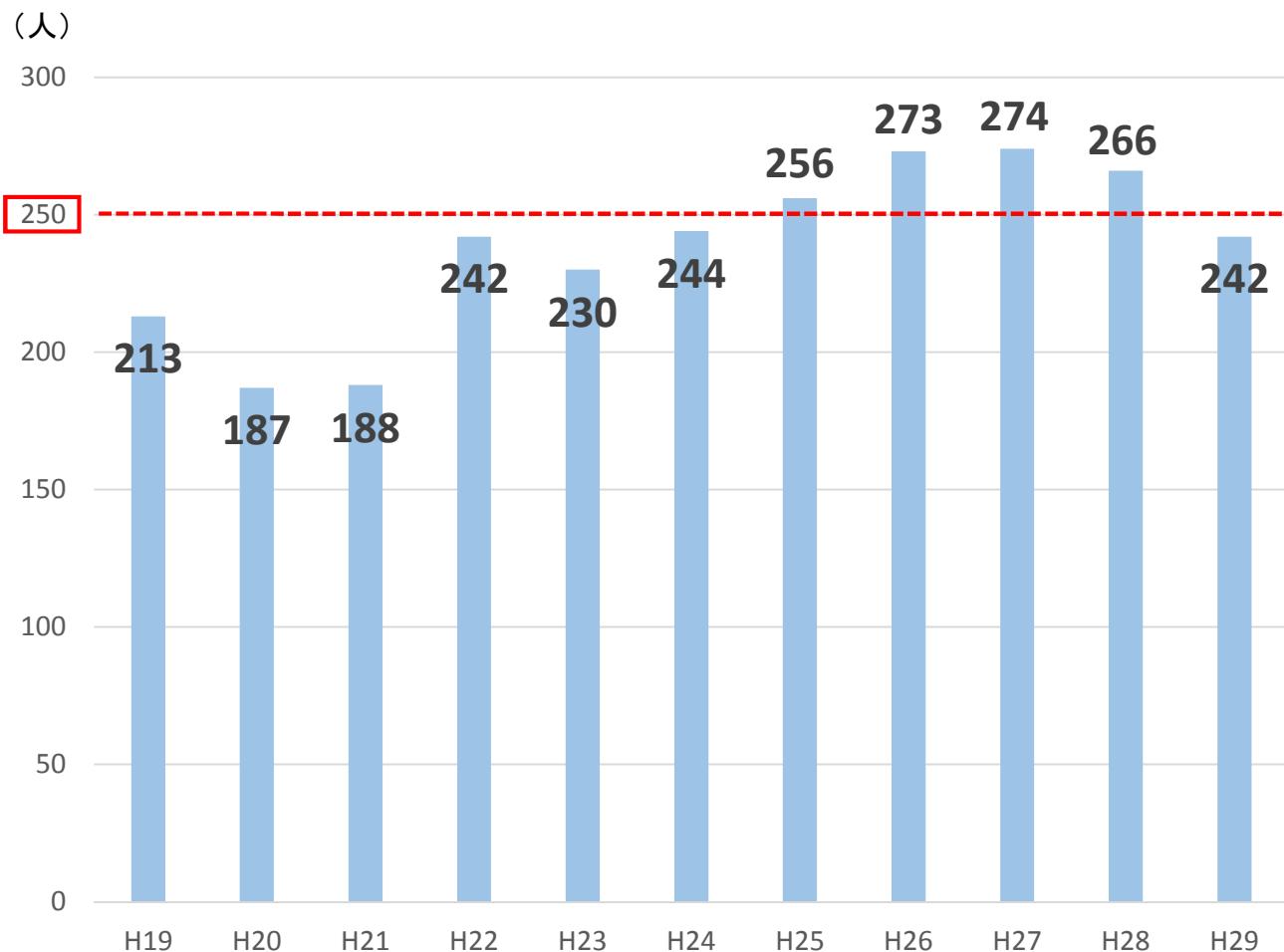
平成29年中の高齢運転者による 死 亡 事 故 に 係 る 分 析

平成27年改正道路交通法
施 行 後 1 年 の 状 況

高齢運転者による死亡事故に係る分析(1)

～ 80歳以上高齢運転者による交通事故死者数の推移 ～

- 平成29年における80歳以上の高齢運転者による事故死者数は242人で、政府目標の250人以下を達成。



注:第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

高齢運転者による交通事故防止に向けて

(平成29年6月30日高齢運転者交通事故

防止対策ワーキングチーム)(抄)

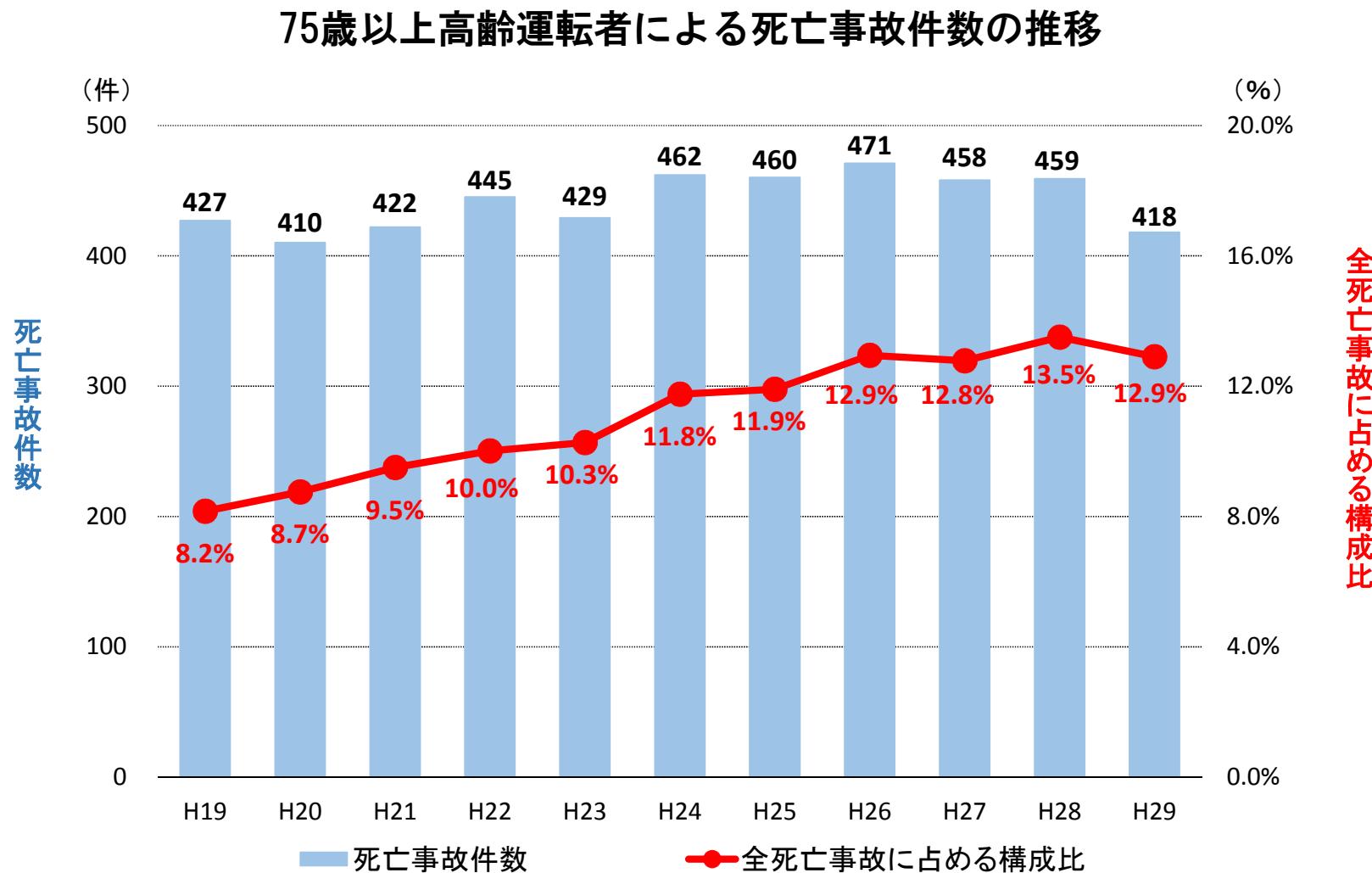
4. 高齢運転者による交通事故防止対策における数値目標

本対策を実施するに当たり、年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を、平成32年までに200人以下とすることを目指し、それに向けて、まずは平成29年に250人以下とすることを目標す。

高齢運転者による死亡事故に係る分析(2) ～ 75歳以上高齢運転者による死亡事故件数の推移 ～

- 平成29年における75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、前年と比較して、死亡事故件数・構成比ともに若干の減少がみられた。
- しかしながら、平成19年以降全体として見ると、件数は横ばい、構成比は増加の傾向であった。

図 75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数(原付以上第一当事者)及び全死亡事故に占める構成比の推移(平成19年～平成29年)

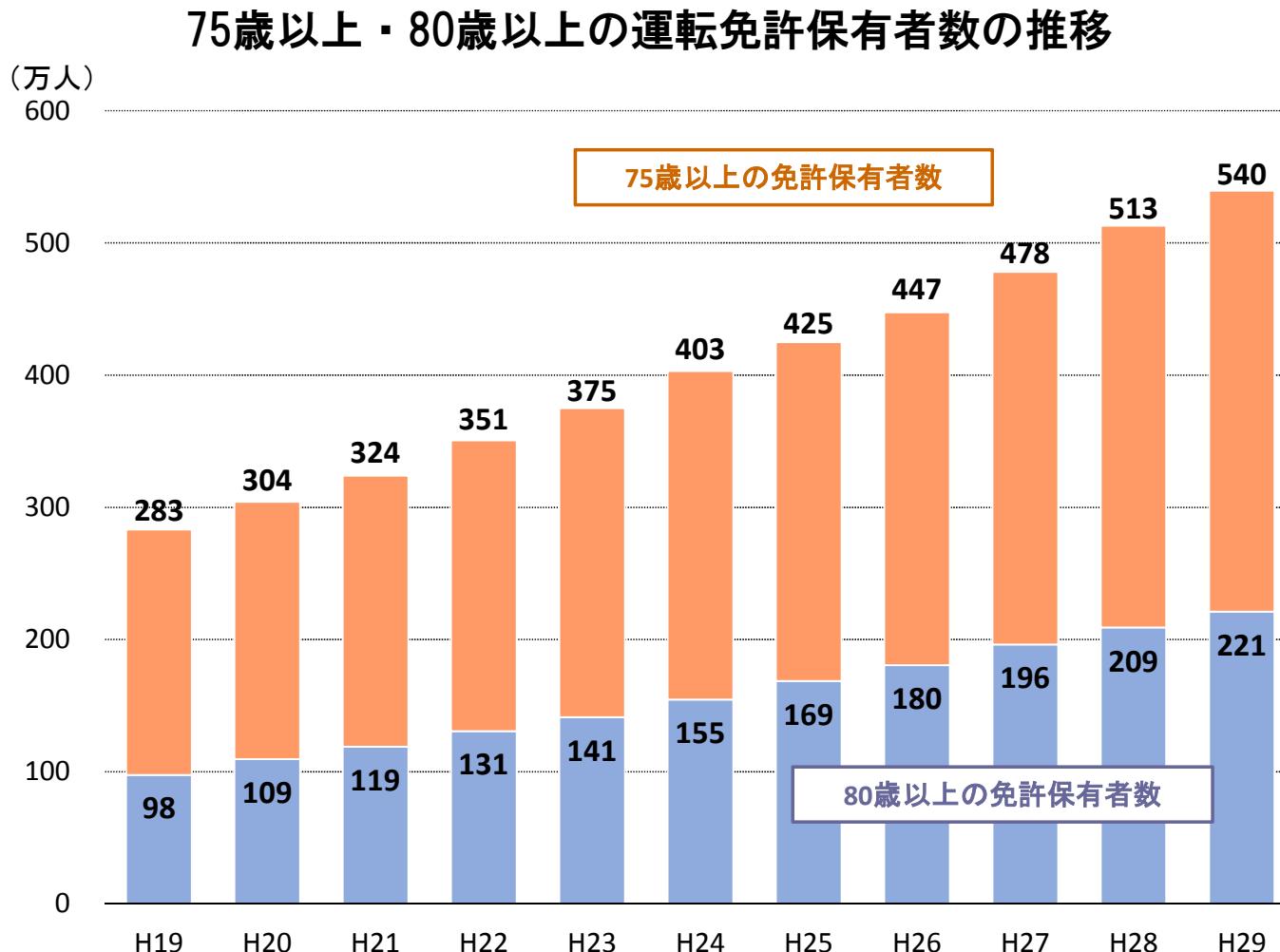


高齢運転者による死亡事故に係る分析(3)

～ 75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移 ～

- 75歳以上・80歳以上の免許保有者数はともに増加を続けており、平成29年の保有者数は、平成19年と比較して、75歳以上は約1.9倍、80歳以上は約2.3倍に増加している。

図 75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移(平成19年～平成29年)



※ 各年12月末の運転免許保有者数である。

高齢運転者による死亡事故に係る分析(4)

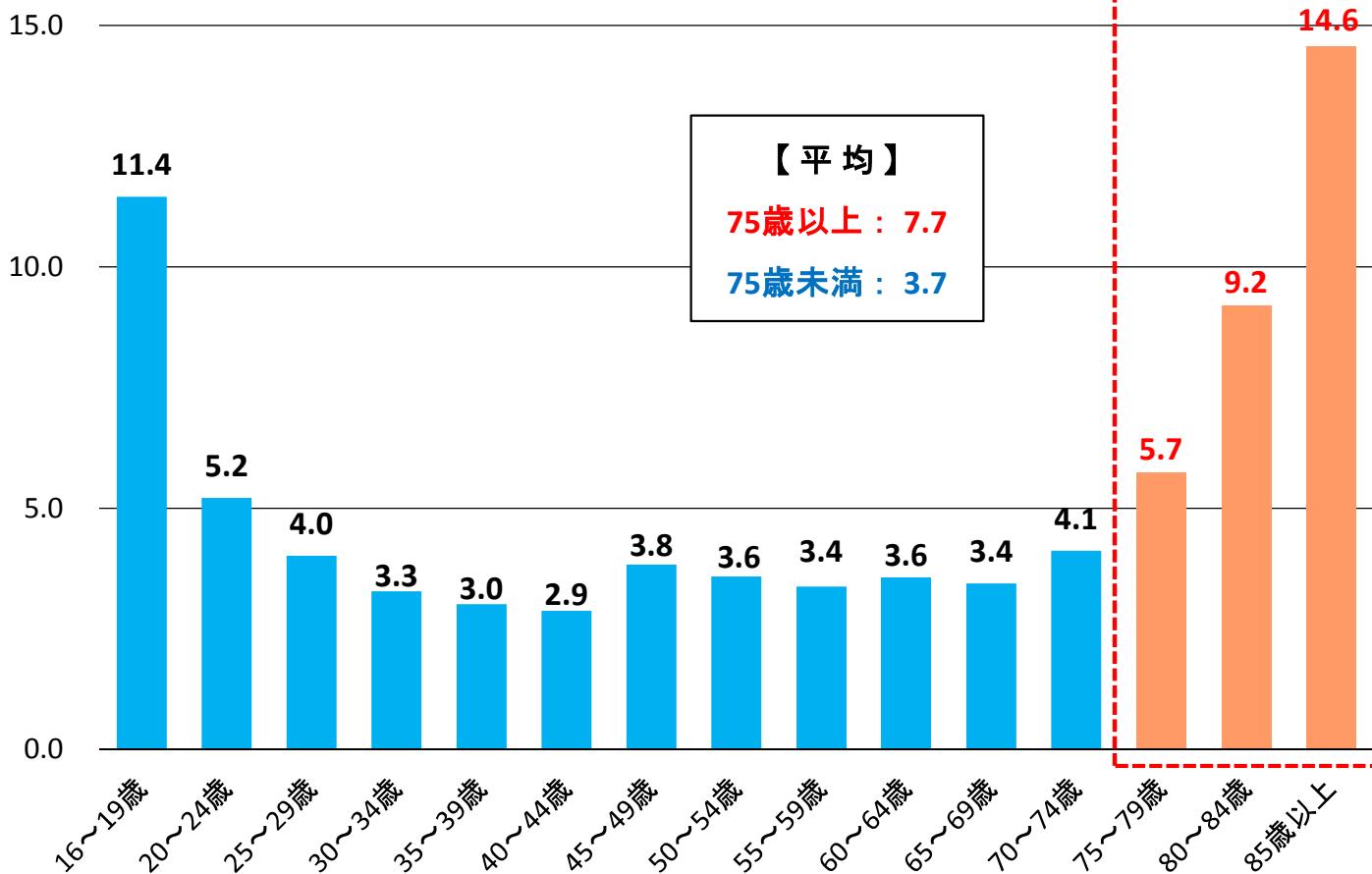
～ 年齢層別の免許人口当たり死亡事故件数 ～

- 免許人口当たりの死亡事故件数を見てみると、75歳以上の高齢運転者は、75歳未満の運転者と比較して死亡事故が多く発生している。

図 年齢層別の免許人口10万人当たり死亡事故件数(原付以上第一当事者)(平成29年)

年齢層別の死亡事故件数（免許人口10万人当たり）

(件/免許人口10万人当たり)



※ 平成29年12月末の運転免許保有者数で算出した。

高齢運転者による死亡事故に係る分析(5)

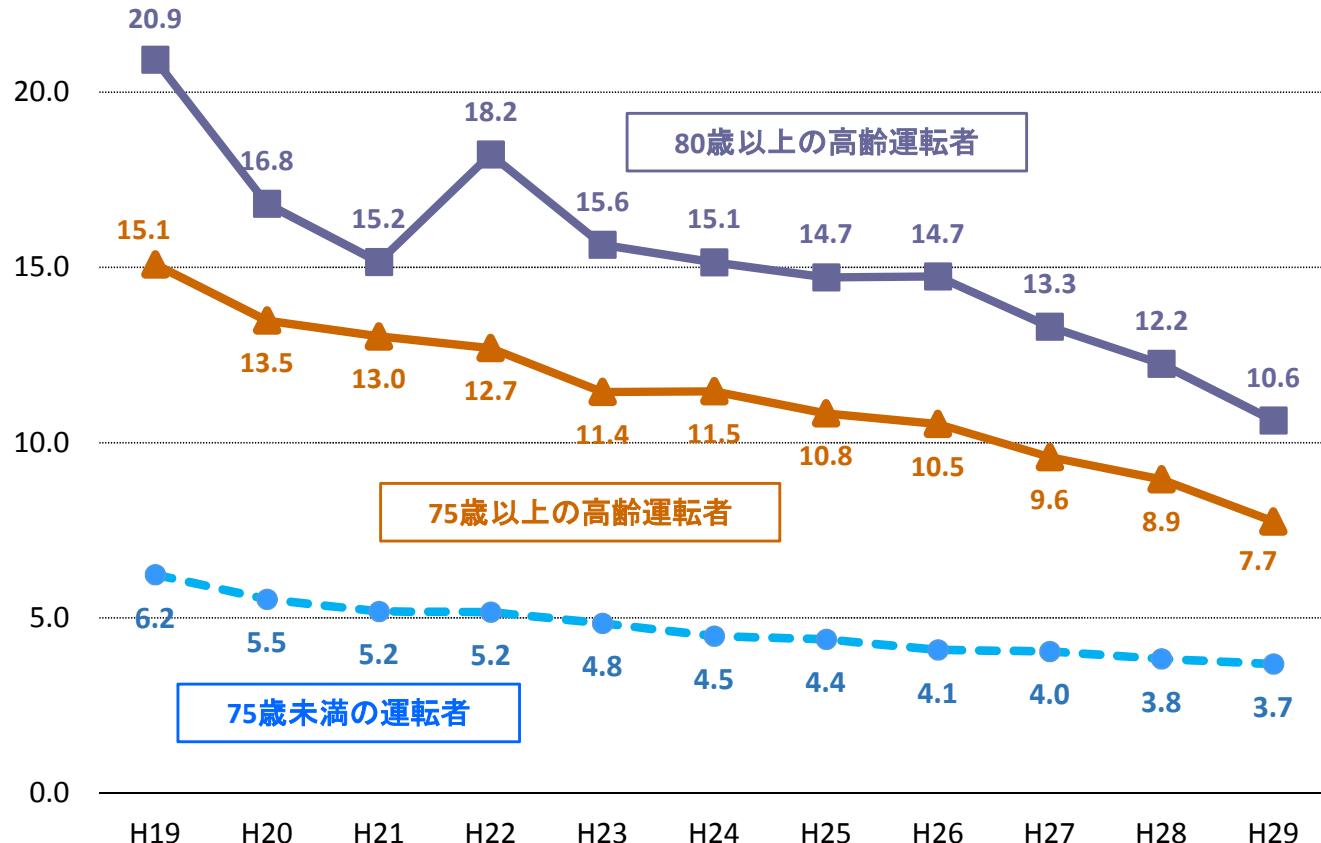
～免許人口当たりの死亡事故件数の推移～

- 75歳以上、80歳以上の高齢運転者ともに、免許人口当たり死亡事故件数は減少傾向にある。
- 一方、75歳以上、80歳以上の高齢運転者は、75歳未満の運転者と比べて約2.1倍、約2.9倍高い水準にあり、高齢運転者ほど死亡事故を起こしやすい傾向が続いている。

図 高齢運転者による免許人口10万人当たり死亡事故件数(原付以上第一当事者)の推移(平成19年～平成29年)

高齢運転者による死亡事故件数の推移(免許人口10万人当たり)

(人(免許人口10万人当たり))



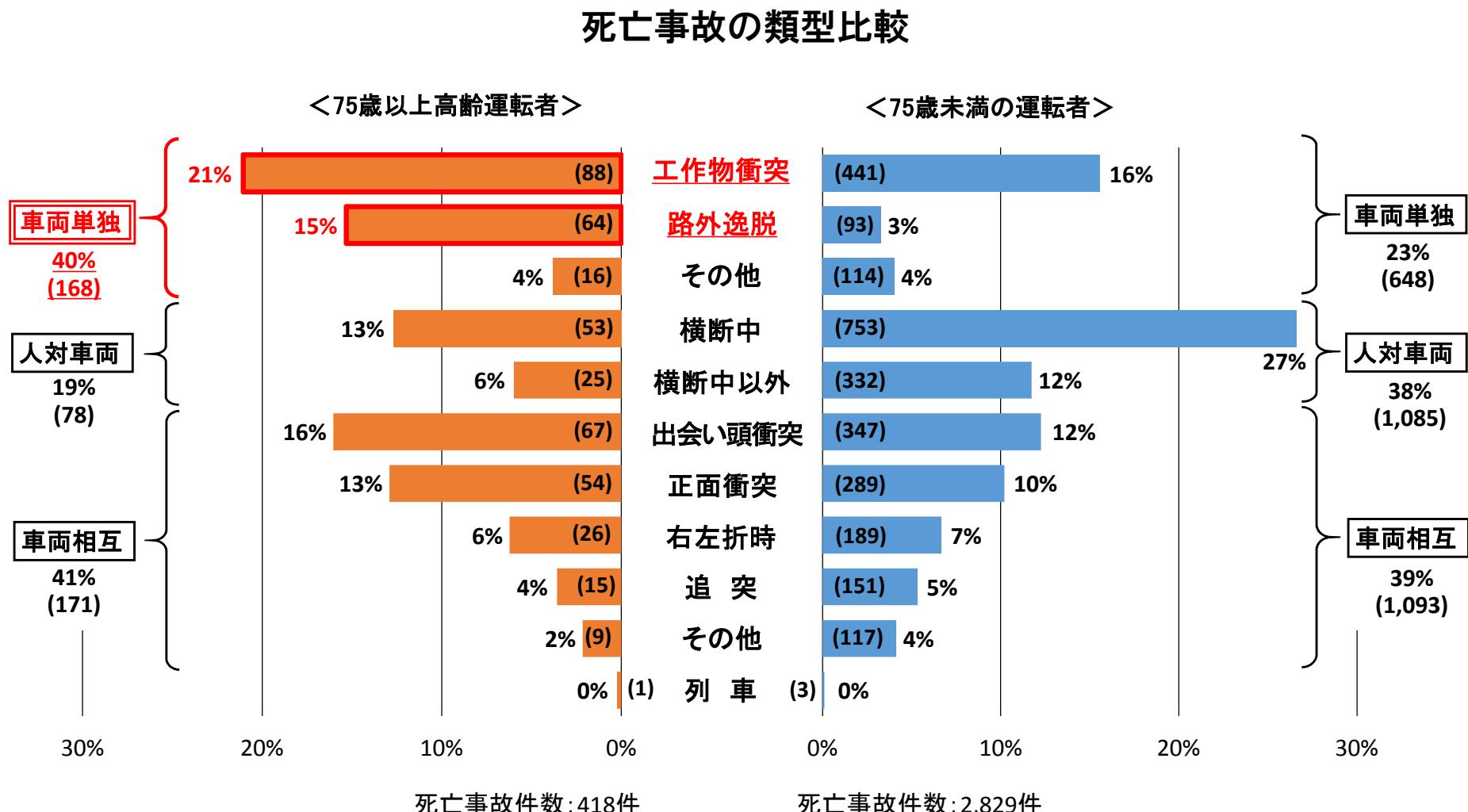
※ 各年12月末の運転免許保有者数で算出した。

高齢運転者による死亡事故に係る分析(6)

～ 75歳以上高齢運転者による死亡事故の類型別件数比較 ～

- 75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、75歳未満の運転者と比較して、車両単独による事故が多くなっており、具体的には工作物衝突や路外逸脱が多く発生している。

図 75歳以上・75歳未満の運転者の類型別死亡事故件数(原付以上第一当事者)(平成29年)



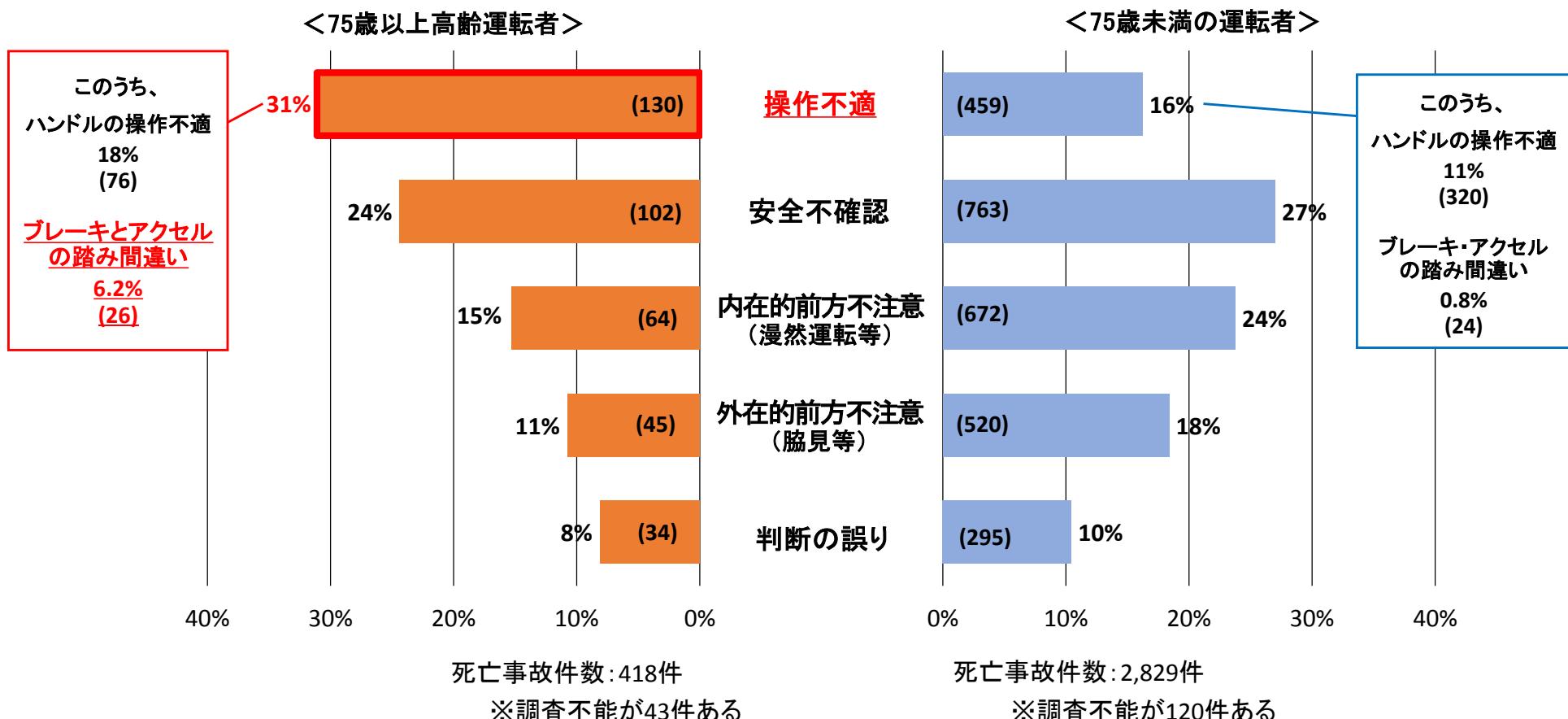
高齢運転者による死亡事故に係る分析(7)

～ 75歳以上高齢運転者による死亡事故の人的要因別件数比較 ～

- 75歳以上の高齢運転者は、操作不適による事故が最も多い。
- そのうち、ブレーキとアクセルによる踏み間違い事故は、75歳未満が全体の0.8%に過ぎないのに対し、75歳以上の高齢運転者は6.2%と高い水準にある。

図 75歳以上・75歳未満の運転者の人的要因別死亡事故件数(原付以上第一当事者)(平成29年)

死亡事故の人的要因比較



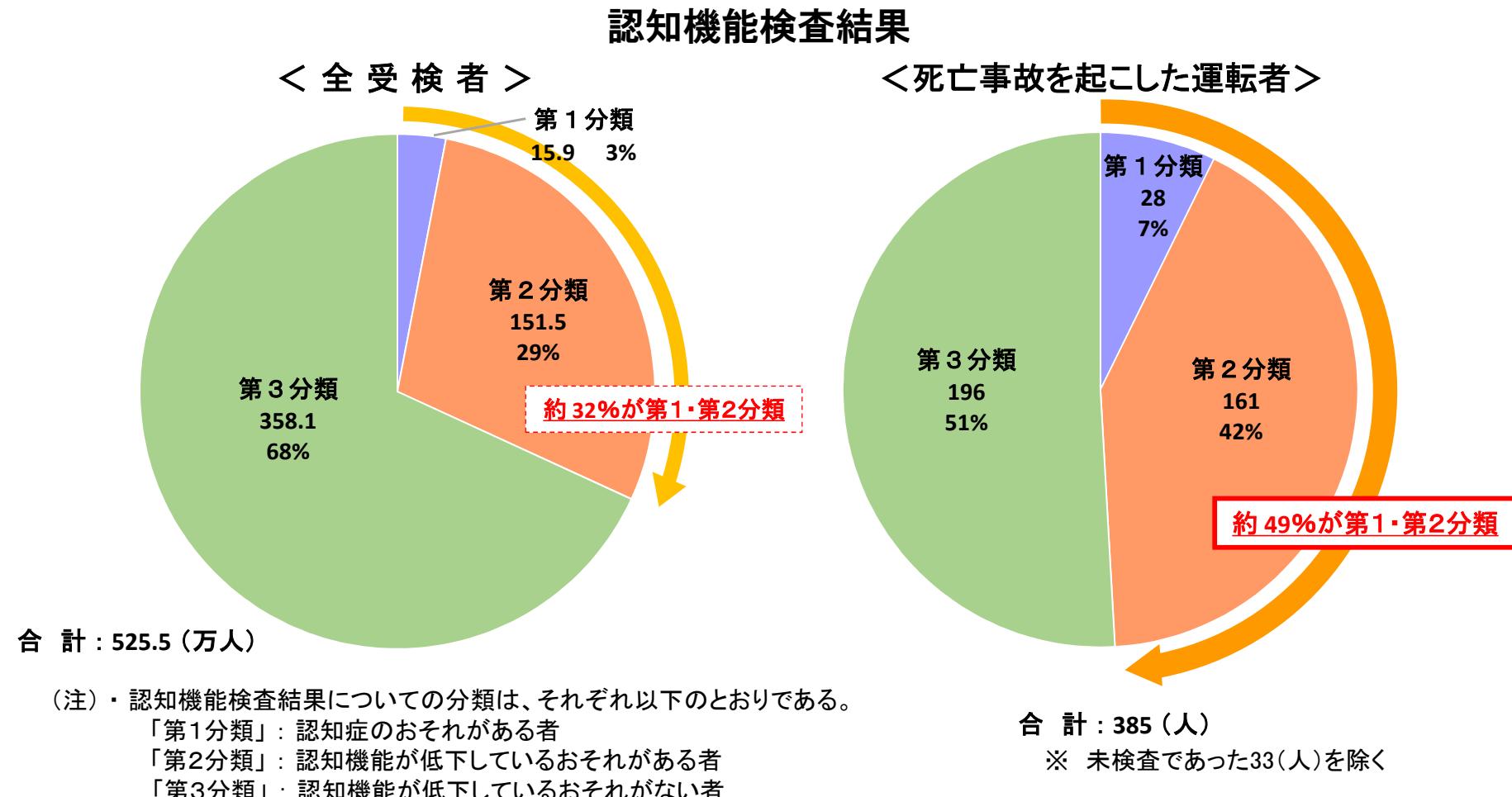
高齢運転者による死亡事故に係る分析(8)

～ 75歳以上高齢運転者の認知機能検査結果 ～

- 死亡事故を起こした75歳以上の高齢運転者は、全受検者と比較して、直近の認知機能検査の結果が第1分類(認知症のおそれ)・第2分類(認知機能低下のおそれ)であった者の割合が高いことから、認知機能の低下が死亡事故の発生に影響を及ぼしているものと推察される。

左図 平成27～29年中の認知機能検査受検者の検査結果

右図 平成29年中に死亡事故を起こした75歳以上の高齢運転者(原付以上第一当事者)の検査結果



改正道路交通法の施行状況

期間内の暫定値

平成29年3月12日～平成30年3月31日

①認知機能検査を受け、免許の取消し等を受けた者

2,105,477人 認知機能検査受検者数（更新時＋臨時）
※平成28年中 1,662,512人

57,099人 第1分類（認知症のおそれ）と判定された者
※平成28年中 51,087人

2,552人が自主返納
再受検して5,339人が第2分類・第3分類と判定
942人が免許失効

※上記以外に、6,780人が臨時適性検査の通知に向けた手続中等

41,486人 臨時適性検査（専門医の診断）の通知又は診断書提出命令を受けた者

13,563人が自主返納
再受検して3,046人が第2分類・第3分類と判定
3,575人が免許失効

※上記以外に、4,832人が医師の診断待ち等

16,470人 医師の診断を受けた者
※平成28年中 1,934人

13,063人が免許継続
うち9,563人が一定期間後の診断書提出（原則6月後）
3,500人が条件なしの継続

※上記以外に、1,515人が行政処分に向けた手続中等

1,892人 免許の取消し・停止を受けた者
※平成28年中 597人

（免許の取消し1,836人、停止56人）

【参考】

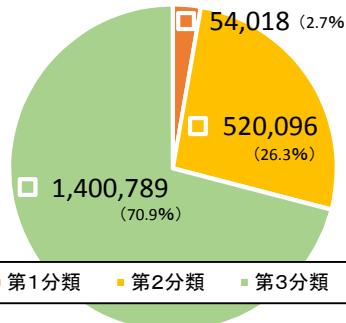
4,736人 その他の警察活動などを端緒に診断を受けた者
(1,318人 うち免許の取消し・停止を受けた者)
※平成28年中 3,161人（うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人）

②認知機能検査の実施結果等

端緒別の分類の内訳

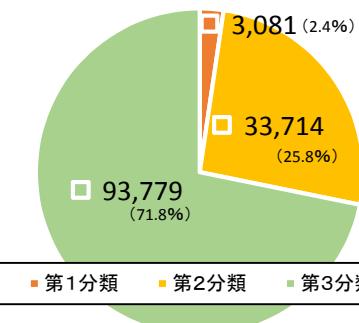
更新時認知機能検査

→受検者数: 1,974,903人



臨時認知機能検査

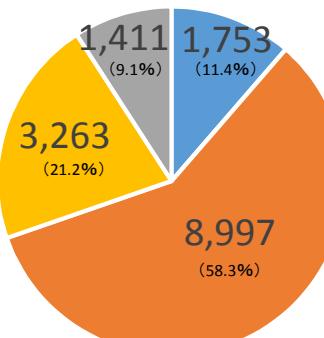
→受検者数: 130,574人



医師の診断を受けた者に対する措置結果の内訳

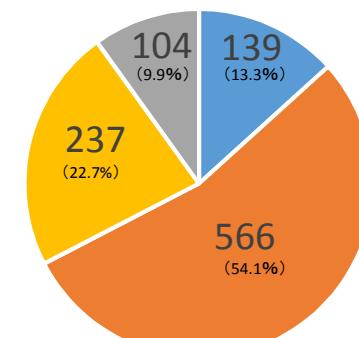
更新時認知機能検査

→措置件数: 15,424件



臨時認知機能検査

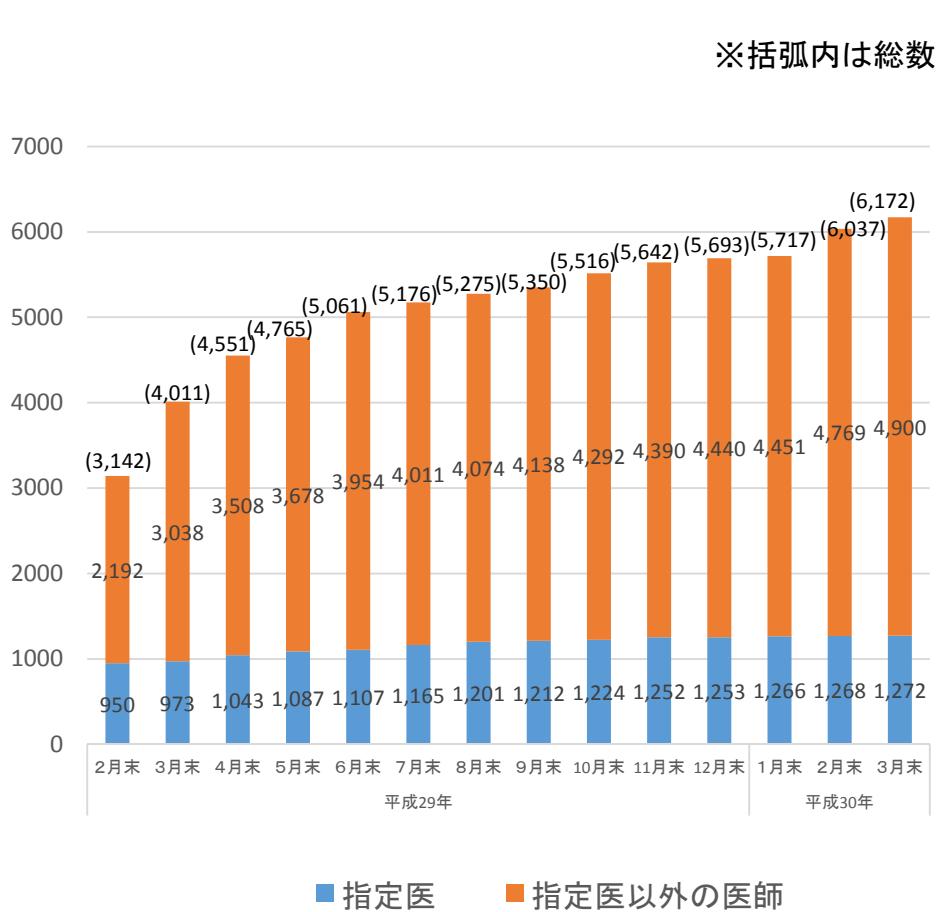
→措置件数: 1,046件



改正道路交通法の施行状況

期間内の暫定値
平成29年3月12日～平成30年3月31日

③医師の診断体制の確保



※ 「指定医」とは、認知症について専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（臨時適性検査において診断を行う医師）

「指定医以外の医師」とは、認知症に係る医師の診断を必要とする者（診断書提出命令の対象者）に対して警察から紹介を行うことについて了承した医師

④高齢者講習の実施状況

	70歳以上 75歳未満	75歳以上			(計) (単位:人)
		第1分類	第2分類	第3分類	
高齢者講習 (新制度下)	666,675	10,357	318,826	895,453	1,224,636
<参考1> 平成29年中 高齢者講習 (旧制度下)	376,053	17,028	181,120	445,950	644,098
<参考2> 平成28年中 高齢者講習	954,186	48,450	464,552	1,066,229	1,579,231

※1 新制度下では、75歳以上で第1分類・第2分類と判定された者については、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいた個人指導を実施（高度化講習）。それ以外の者（75歳以上で第3分類と判定された者及び70歳以上75歳未満の者）については、個人指導を実施せず（合理化講習）。

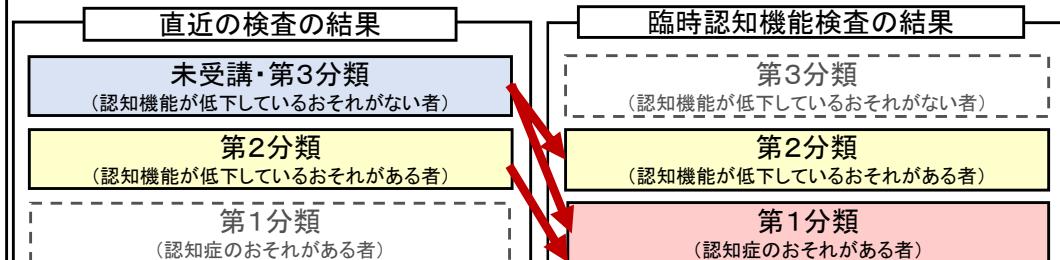
※2 新制度下での高齢者講習については、更新期間満了日が9月12日以後が対象。

※3 旧制度下での高齢者講習の講習時間については、70歳以上75歳未満の者については3時間、75歳以上の者については、分類に関係なく2時間30分となっている。

⑤臨時高齢者講習の実施状況

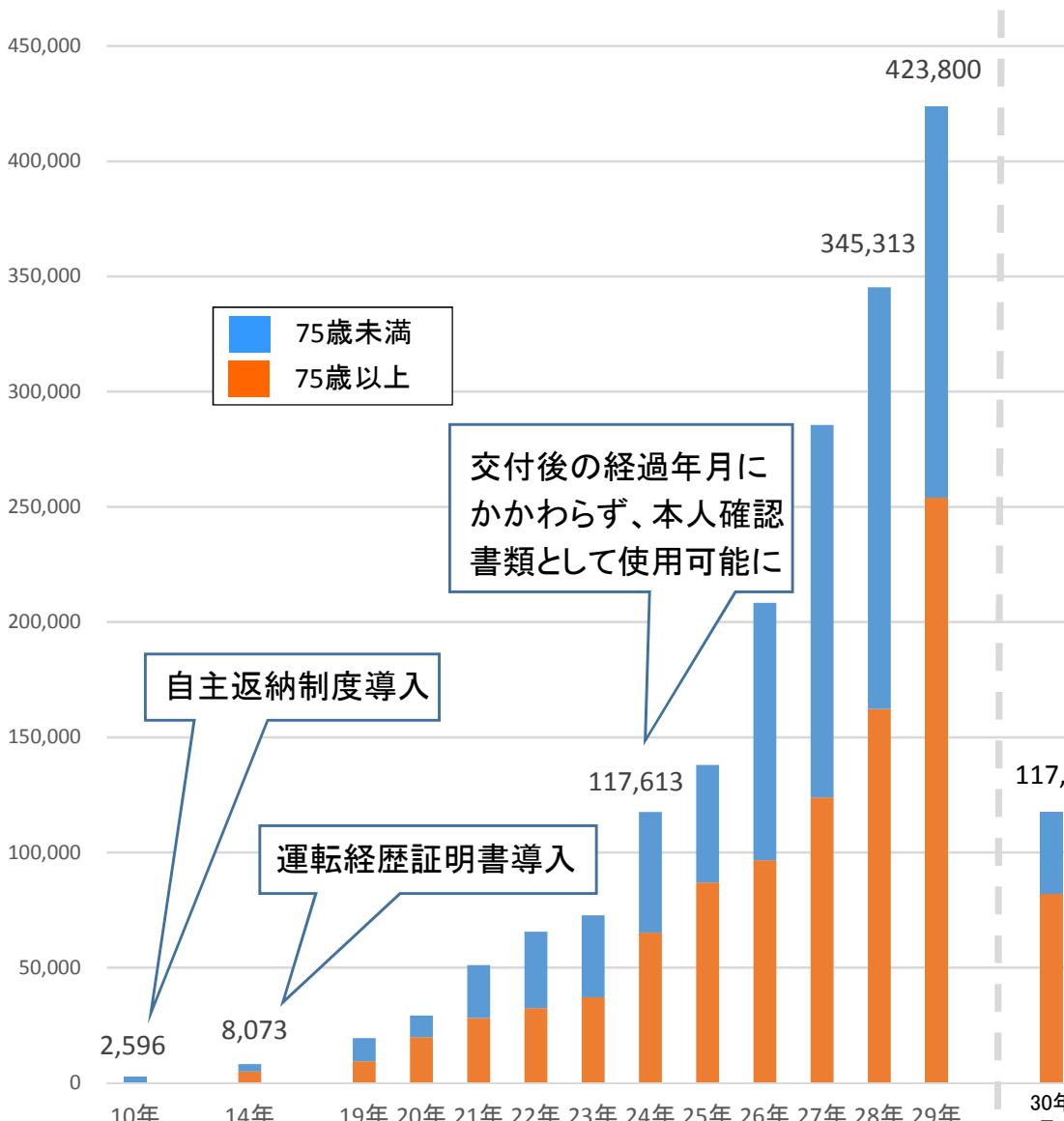
75歳以上			計 (単位:人)
第1分類	第2分類	第3分類	
450	10,017	-	10,467

直近において受けた認知機能検査の結果と比較して、臨時認知機能検査の結果が低くなっていた者を対象。



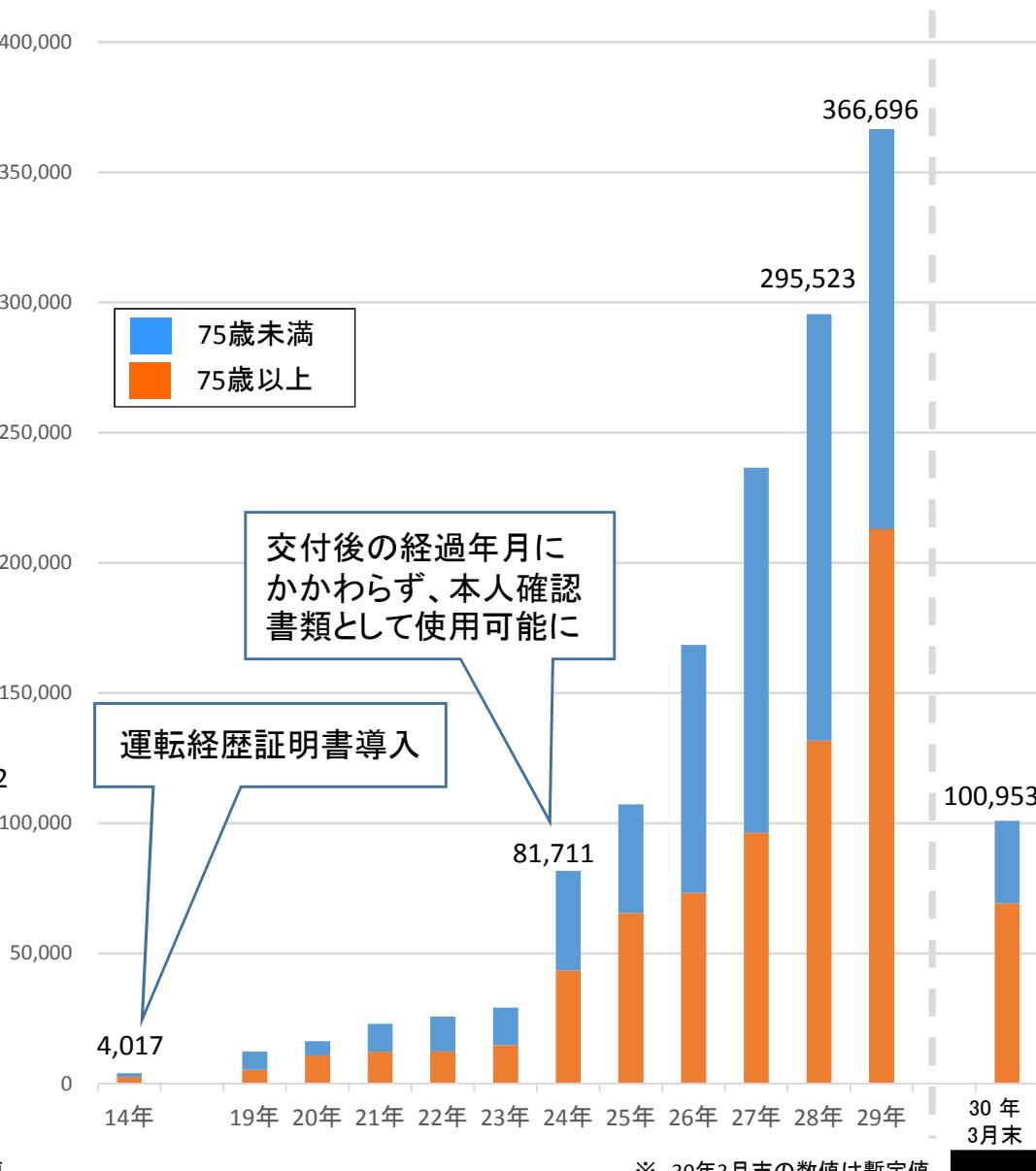
運転免許の申請取消(自主返納)件数と運転経歴証明書交付件数の推移

【運転免許の申請取消(自主返納)件数】



※ 30年3月末の数値は暫定値

【運転経歴証明書交付件数】



※ 30年3月末の数値は暫定値